貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。

［図略］

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

５・６　［略］

**別紙様式第14号**（第26条の55関係）　　（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者　住　所

氏　名　　㊞

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。ただし、別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の規定は、当該規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る事業報告書（貸金業法第二十四条の六の九の規定による事業報告書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

**○内閣府令第十五号**

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十五日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （学校法人等に対する貸付けに係る債権）<br>**第八条**　［略］<br>２　令第１条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。<br>［一・二　略］ | （学校法人等に対する貸付けに係る債権）<br>**第八条**　［同上］<br>２　［同上］<br>［一・二　同上］ |

貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。

［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

４・５　［同左］

**別紙様式第14号**（第26条の55関係）　　（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者　住　所

氏　名　　㊞

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［加える。］

３　［同左］